

地方交付税の復元・増額に関する提言・要望

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 平成 23 年度の地方交付税については、福祉、医療、子育て等の社会保障や道路、橋梁等の改修費の増大など都市自治体の実態を、地方財政計画に的確に反映したうえで、三位一体改革等において大幅に削減された地方交付税総額の復元・増額を継続し、財源保障、財源調整の両機能を強化すること。

また、地方交付税の法定率の引上げ等により恒常的な地方交付税の財源不足の解消を目指すとともに、その総額を確保し、併せて、都市自治体の財源の予見可能性を向上させること。

2. 基準財政需要額の算定にあたっては、算定費目の拡大、単位費用の引上げ、都市自治体の財政需要の増嵩を反映した算定方法の見直しを行うこと。

また、地方再生対策費については、所要額を確保するとともに、真に財政状況の厳しい地域に重点配分されるよう配慮すること。

さらに、事業費補正の見直しにあたっては、団体間・年度間の変動が大きい都市自治体に配慮し、社会資本整備に支障が生じないようにすること。

3. 基準財政収入額の算定にあたっては、算定額と実際の税収に乖離が生じた場合には、適切な財政措置を行うこと。

また、所得税から個人住民税への税源移譲相当額を、当面、基準財政収入額に 100% 算入する経過措置については、通常の方法に合わせ 75% 算入とすること。

4. 地方交付税の財源不足を臨時財政対策債の発行により補てんする現制度の抜本的な改正を行うとともに、発行を余儀なくされた臨時財政対策債の元利償還金については、不交付団体を含め、確実に財源措置を講じること。

なお、臨時財政対策債の配分方法見直しについては、不交付団体において

も発行実績があることを勘案し、不交付団体の財政運営に支障が生じないよう
にすること。

5. 補正予算債の元利償還金については、償還財源が確実に措置されるよう全
額を公債費方式により算定すること。

6. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にす
るため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」
に変更すること。